

(公開用)

## 第 1 3 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年1月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、  
第13回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 日程第4 農用地利用集積計画について
- 日程第5 令和4年度岩沼市標準農作業料金について

## 1、出席委員

1番	平井 博	2番	長田 幸浩	3番	佐藤 勲	4番	長田 克美
5番	大友 信由	6番	渡邊 等	7番	猪股 政一	8番	郡山 正志
9番	菅原 龍也	10番	八巻 文彦	11番	宮部 淳子	12番	木皿 清
13番	菅井 武雄	14番	吉田 俊美				

## 2、欠席委員

## 3、農地利用最適化推進委員

17番 鎌田 正治

## 4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻 敏幸	主査	小林 真由
主事	佐々木 常行	主事	渡辺 裕子

## 1、同日午後1時30分開会

- 議 長 ただいまから、第13回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、12番木皿清委員、13番菅井武雄委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
- 議 長 日程第3、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。  
新妻事務局長事務取扱 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、駐車場とするための所有権の移転でございます。なお、この届出の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。  
(「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 日程第4、議案第1号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。  
新妻事務局長事務取扱 議案書の2頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが4件、筆数19筆、合計面積21,593.00㎡でございます。利用権設定を受け方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは1

件、筆数1筆、合計面積は326,00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、1月31日を予定しております。以上でございます。

議 長 只今の事務局からの説明がありました。利用権設定の4番については、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定の1番から3番、所有権移転に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の1番から3番、所有権移転については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「意義なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の1番から3番、所有権移転については計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、八巻委員は除斥となります。

(八巻委員、退室)

議 長 それでは、利用権設定の4番についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の4番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「意義なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の4番については計画案のとおりとすることに決しました。八巻委員の除斥を解きます。

(八巻委員、入室)

議 長 八巻委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。

議 長 日程第5、議案第2号、令和4年度岩沼市標準農作業料金について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の2頁、別紙の令和4年度岩沼市標準農作業料金表案をご覧ください。昨年11月8日、本年1月14日に標準農作業料金検討会を開催し、農作業の受委託者、農協、土地改良区、農業共済組合、県互理農業改良普

及センター、岩沼市の代表者、農業委員の代表からの意見を聴取し、その結果を踏まえ、農業委員会の総会で審議するところであります。個々の具体的な料金について、現在の金額から変更を予定している作業区分についてご説明いたしますと、一般農作業料金については聞き取りと近隣市の金額を参考に7,800円から8,000円へ変更しております。水田防除については、今まで動力噴霧器を対象としていたものを、対象をブームスプレーヤーとし、金額を730円から2,000円へ変更しております。色彩選別の持ち込みについては、金額に変更はございませんが、検討会での要望により持込の欄を設けることとしました。肥料散布については、聞き取りと近隣市の金額を参考に630円から1,000円へ変更しております。次に、追加を予定している作業区分についてご説明いたしますと、心土破碎については、機械はサブソイラを対象として2,500円と設定いたしました。心土破碎は、ほ場整備時の重機の走行や、営農用大型機械で走行を繰り返すことによって踏み固められ、一部あるいは全部が硬くなった心土を破碎し、水はけが悪くなった農地を改善することを目的とし、作業の受委託が増加していることから検討会において要望があり、追加を予定しております。また、均平については、機械はレーザーレベラーを対象として15,000円と設定いたしました。均平は、凹凸のある農地を均平にすることを目的としており、大区画となったほ場では均平作業が負担となるため、均平においても作業の受委託が増加していることから、検討会において要望があったため、追加を予定しております。金額については、心土破碎と均平共に、他市の金額や市内法人からの聞き取り、機械の償却費等、料金を構成する費用を積み上げた算定価格等を参考に、標準となる価格を検討会で決定いたしました。また、その他の作業区分については、昨年同様の金額となります。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑、ご質問をいただきます。ご意見のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、令和4年度岩沼市標準農作業料金については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、令和4年度岩沼市標準農作業料金については、原案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、第13回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

(一同 礼)

午後1時45分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 12番 \_\_\_\_\_

委員 13番 \_\_\_\_\_